

第7回企画部会の指摘事項を 踏まえた関連資料

平成21年3月

農林水産省

主な指摘事項

関連資料

担い手について

一番の問題は、若い担い手がないこと。若い人が農業をやってみたい施策にする必要。それには、ある程度再生産可能な利益が必要

若い人、法人経営、認定農業者など意欲的に農業を展開している人に政策の対象を絞るべき

雇用対策として、1年間ではなく、継続的に支援すべき。また、受け入れる側の育成に力を入れる施策が必要

水田農業について

どこの地域で、どの位の生産コストがかかるのか、規模別ではどうか、どの程度の規模であれば再生産できる所得が確保されるのかデータを出して議論のたたき台にすべき

米生産は今後とも計画生産が不可欠

生産調整は、ある程度効率を上げていくという方向性は出ているのではないか

1. 新規就農を含む担い手対策の状況

(2P~)

2. 雇用対策、受入側に対する支援措置の状況

(7P~)

3. 地域別、規模別の稲作コスト、再生産水準の状況

(9P~)

4. 生産調整の現状、水田フル活用の状況

(12P~)

人材を確保し、これを育成して担い手につなげる施策を展開

1. 新規就農を含む担い手対策の状況

現行の食料・農業・農村基本計画においては、効率的かつ安定的な農業経営により国内農業生産の相当部分が担われる望ましい農業構造の実現を目指し、担い手を明確化した上で施策を集中化・重点化することとしている

現 状

認定農業者数 24万4千（平成20年9月末現在）
集落営農数 1万3千（平成20年2月1日現在）

効率的かつ安定的な農業経営

他産業並みの年間労働時間で他産業並みの生涯所得を確保し得る経営（農業構造の展望（平成27年））

家族農業経営	33万～37万
集落営農経営	2万～4万
法人経営	1万

金融、予算、税制等の各種支援策を担い手に集中化・重点化

経営安定対策の推進

土地利用型農業については水田・畑作経営所得安定対策、野菜、果樹、畜産等については、指定野菜価格安定制度などの経営安定対策を実施

担い手へのトータルサポート

担い手協議会において経営相談など、あらゆるサポート活動を一元的に実施

制度資金の充実・強化

スーパーL資金の無利子化（～平成21年度）や保証料負担の軽減などを実施

農業用機械・施設の導入支援

融資を活用して導入する際の融資残補助（融資主体型補助）やリースを活用する場合のリース料補助を実施

農地の面的集積の促進

農地を面的にまとまった形で集積した場合、面積に応じた支援や小規模な基盤整備等を支援

若者等の農業法人等への就業支援

農業法人等が新たに雇用する、意欲ある者に対して実践的な研修を行う取組を支援

等

担い手支援策として、現場の要望を踏まえ、水田・畑作経営所得安定対策を展開

1. 新規就農を含む担い手対策の状況

水田・畑作経営所得安定対策は、我が国の土地利用型農業の体質強化を加速化し、経営者の創意工夫の発揮とニーズに応えた生産を促進し、食料の安定供給を図ること、我が国の農業政策体系を国際規律にも対応し得るようにすること、という2つの目的

土地利用型農業の担い手となりうる農業者を対象とし、経営全体に着目した所得政策を実施。小規模農業者や高齢農業者も集落営農としてまとまった形で対策に参加できるとともに、集落の農地が少ない場合などには、要件を緩和

水田・畑作経営所得安定対策

支援の対象

意欲と能力のある担い手(認定農業者、集落営農組織)を対象

原則

- ・ 認定農業者 都府県4ha以上、北海道10ha以上
- ・ 集落営農組織 20ha以上

特例

- 所得確保の場合の特例 …… 農業所得が市町村基本構想の目標所得の1/2を超え、かつ、対象品目の収入、所得又は経営規模のいずれかが概ね1/3(27%)以上
- 集落の農地が少ない場合の特例 …… 集落の農地面積に応じて概ね8割(64%)まで緩和(認定農業者:都府県2.6haまで、北海道6.4haまで)(集落営農組織:12.8haまで)中山間地域の集落営農組織は基本原則の5割(10ha)まで緩和
- 生産調整組織の場合の特例 …… 地域の生産調整率に応じて7haまで緩和(中山間地域は、4haまで)

市町村特認(20年度から)

上記の特例に該当しないが、地域農業の担い手として周囲から認められている認定農業者又は集落営農組織であって、市町村が本対策への加入が適当であると認めるもの(地域水田農業ビジョンに位置付けられた者)

支援の内容

品目別の価格に着目した政策から、経営全体の所得に着目した政策の方向に転換

以下の補てんを実施

諸外国との生産条件格差から生じる不利を補正するための補てん
(対象品目: 麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしよ)

収入の減少の影響を緩和するための補てん
(対象品目: 米・麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしよ)

< 固定払 >
過去の生産実績に基づく支払。
WTO協定上、削減されない「緑の政策」
< 成績払 >
毎年の生産量・品質に基づく支払。
WTO協定上、削減される「黄の政策」

政策転換の効果

土地利用型農業の体質強化を加速化
これにより国際競争力も強化
食料の安定供給を確保

(参考)水田・畑作経営所得安定対策加入者数の推移
19年産 20年産
72,431 → 84,274(+11,843)
(うち市町村特認による増加数は10,569)

経営者の創意工夫の発揮とニーズに応えた生産を促進

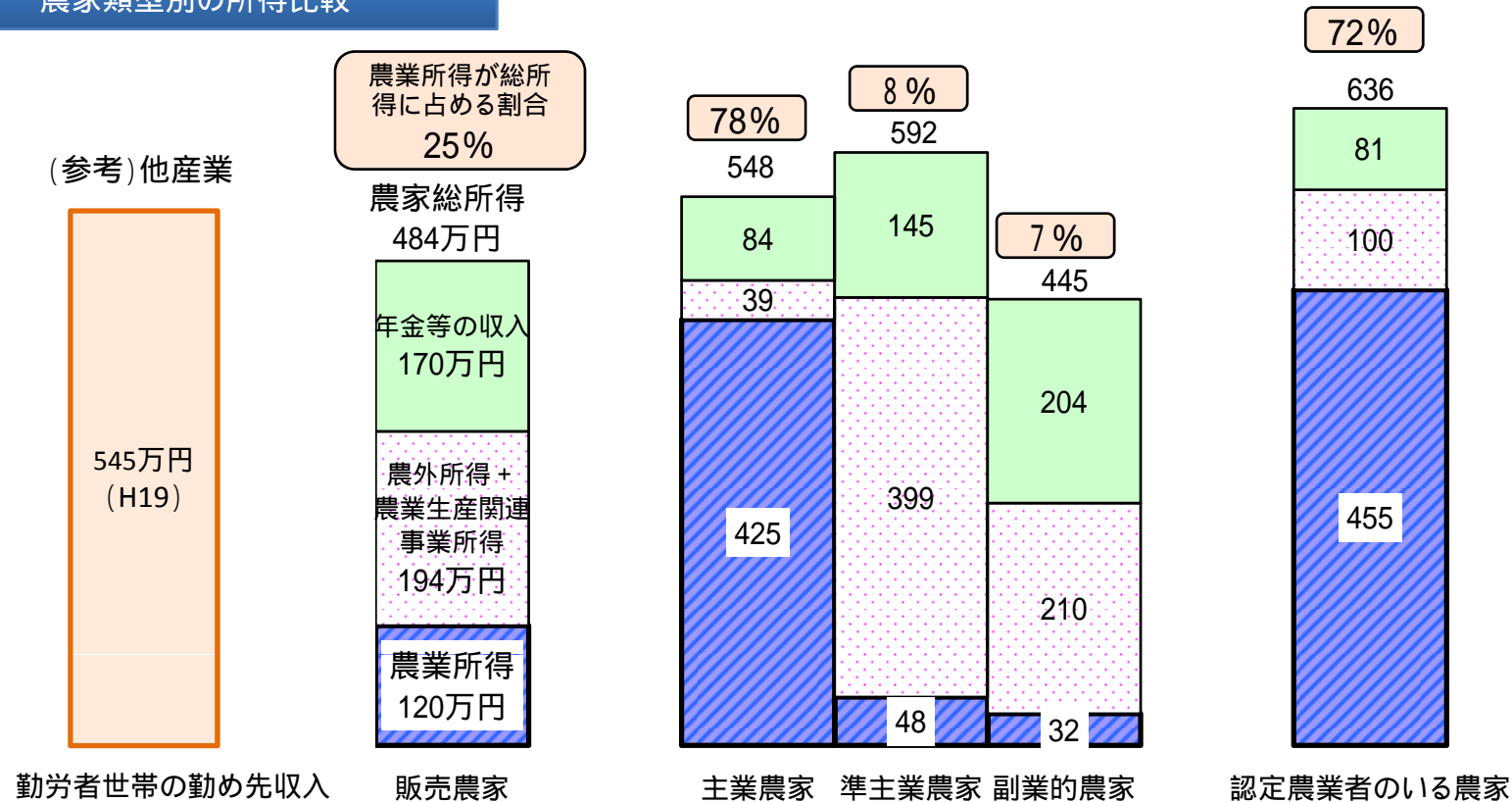
WTO協定における「緑の政策」を基本とし、国際規律に耐え得る政策体系を確立

(参考)農家類型別の農業所得

1. 新規就農を含む担い手対策の状況

販売農家平均で見ると、農業所得は120万円(総所得に占める割合25%)であるが、主業農家平均では425万円(同78%)
 また、認定農業者のいる農家では455万円(同72%)

農家類型別の所得比較

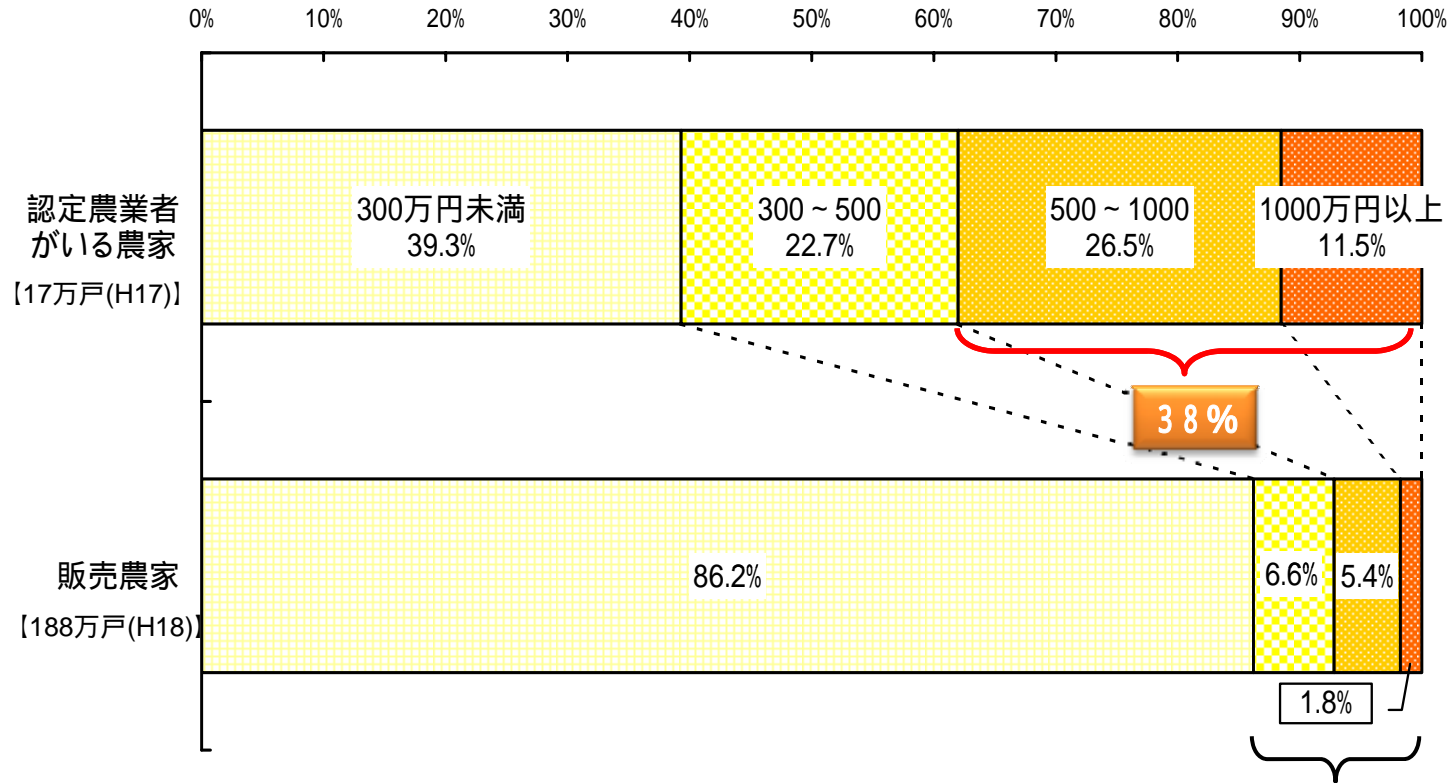


資料: 農林水産省「農業経営統計調査 平成19年経営形態別経営統計(個別経営)」、
 他産業従事者の年間所得は総務省「平成19年家計調査」における総世帯のうち、勤労者世帯における勤め先収入

(参考)認定農業者がいる農家の農業所得の状況

1. 新規就農を含む
担い手対策の状況

認定農業者がいる農家については、4割程度が農業所得500万円以上(300万円以上は6割程度)
販売農家全体で見ると、500万円以上の農業所得を確保しているのは約7%(約13万戸)(300万円以上は約14%(約26万戸))



(参考)
都道府県基本方針における認定農業者の所得目標
350万円~600万円

500万円以上 約13万戸(7%)
300万円以上 約26万戸(14%)

資料: 農林水産省「農業経営統計調査 経営形態別経営統計(個別経営)」「組替集計」、「2005年農林業センサス」、「平成18年農業構造動態調査」

注1: 販売農家とは経営耕地が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家である。
注2: 一戸一法人以外の法人組織・任意組織は含まれていない。

39歳以下の新規就農青年数は、横ばいで推移

1. 新規就農を含む
担い手対策の状況

農業従事者の高齢化が進展しているため、若い農業者の確保が重要であるが、39歳以下の新規就農青年は毎年1万人程度で推移

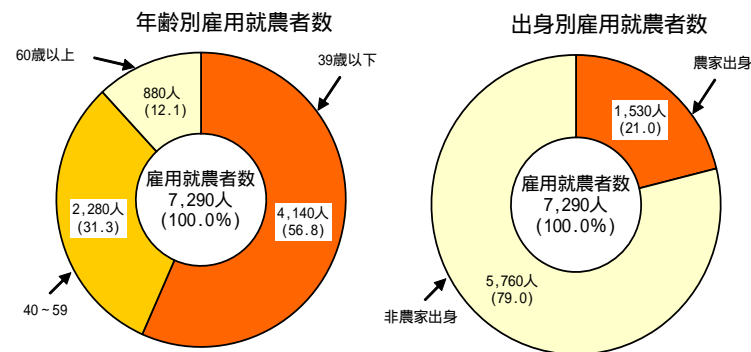
農外からの新規参入の場合、営農技術の習得に加え、農地や資金の確保等、参入時の負担が大きいこともあり、最近では農業法人等における雇用される形態での就農が増加

新規就農者・雇用就農者の動向

区分	平2	平7	平12	平17	平18	平19
新規就農青年 [39歳以下]	4.3	7.6	11.6	11.7	11.0	10.2
中高年 [40歳以上の離職就農者]	11.4	40.4	65.9	67.2	63.5	56.0
40～59歳	6.6	15.8	21.1	26.9	25.4	20.8
60歳以上	4.8	24.6	44.8	40.3	38.1	35.2
小計 (自営農業就農者)	15.7	48.0	77.1	78.9	74.5	66.2
うち新規学卒就農者	1.8	1.8	2.1	2.5	2.5	2.3
新規参入者	0.1	0.3	0.5	...	2.2	1.8
雇用就農者	6.5	7.3
合計	81.0	73.5

(単位:千人)

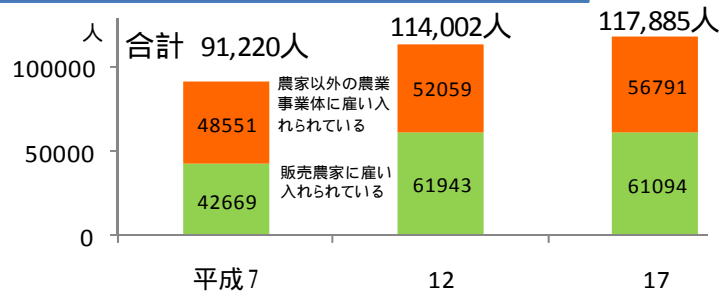
雇用就農者数 (年齢別・出身別)



資料: 農林水産省「農家就業動向調査」(H2)、「農業構造動態調査」(H7～17)、「農林業センサス」(H17)、「新規就農者調査」(H18, 19)

- 注1. 「離職就農者」とは、他産業への勤務が主から農業への従事が主になった人(在宅、Uターンを問わない。)である。
- 注2. 「新規学卒就農者」とは、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者である。
- 注3. 「新規参入者」とは、調査期日前1年間に土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。)し、新たに農業経営を開始した経営の責任者である。
- 注4. 平成7年～17年は「販売農家のみ」の調査値である。
- 注5. 平成17年は農林業センサス(2005年)及び農業構造動態調査を組替集計したものを使用。

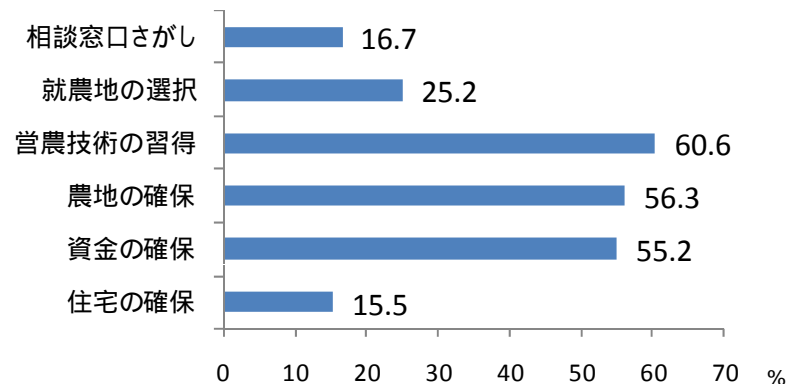
雇用労働者数 (常雇のみ) の推移



資料: 農林水産省「農林業センサス」
注: 常雇とは、農業経営のためにあらかじめ年間7ヶ月以上の雇用期間を定めて雇い入れた者のことをいう

農業経営の開始に当たり苦労した事項

(新たに農業を開始した者: 複数回答)



資料: 農林水産省「平成19年新規就農者就業状態調査」(平成19年1月1日)

農業経験の無い者でも就農できるよう、就農の各段階に応じた支援を実施

2. 雇用対策、受入側に対する支援措置の状況

農林水産省では、農業内外からの就農が円滑に進むよう 就農情報の収集・提供、さまざまな段階における研修・体験機会の提供、 就農時の農地のあっせん、資金面等での支援などを実施

情報収集・相談段階

情報提供

ホームページでの就農情報の提供（約34万アクセス）

就農を啓発するための都市部でのキャンペーン

個別相談

新規就農相談窓口での相談・あっせん
（相談件数：約13,600件）



農業法人合同会社説明会
（8回開催、来場者約6,000名）

体験・研修段階

研修

道府県農業大学校（42校）での農業研修教育、就農希望者や農業者向け研修コースの設置

働きながら学べる就農準備校での週末研修（受講者：約1,000人）

体験

農業法人等でのインターンシップ（農業就業体験）

農山漁村の活性化のリーダーとなる人材育成のため、実践的研修を仲介する機関に支援（田舎で働き隊！）

雇用就農の促進

就農希望者に対する農業法人等での実践研修（OJT）の実施支援（『農』の雇用事業の創設、1,000人規模で実施：20年度補正事業）

参入準備段階

法人とのマッチング

習得している農業技術能力の評価と活用方策等の検討

資金の調達

就農に向けた研修、機械・施設導入のための無利子融資（貸付：約900件、約29億円）

農地・住宅の確保

就農可能な農地や住宅情報の提供

経営継承の円滑化

後継者不在の農家から経営継承候補者へ経営資産、営農技術の継承

定着段階

早期の経営定着化への支援

普及指導センターによる技術・経営指導



注：資料中の数値は19年度の実績

雇用形態での就農促進策、農山漁村での実践的研修を推進

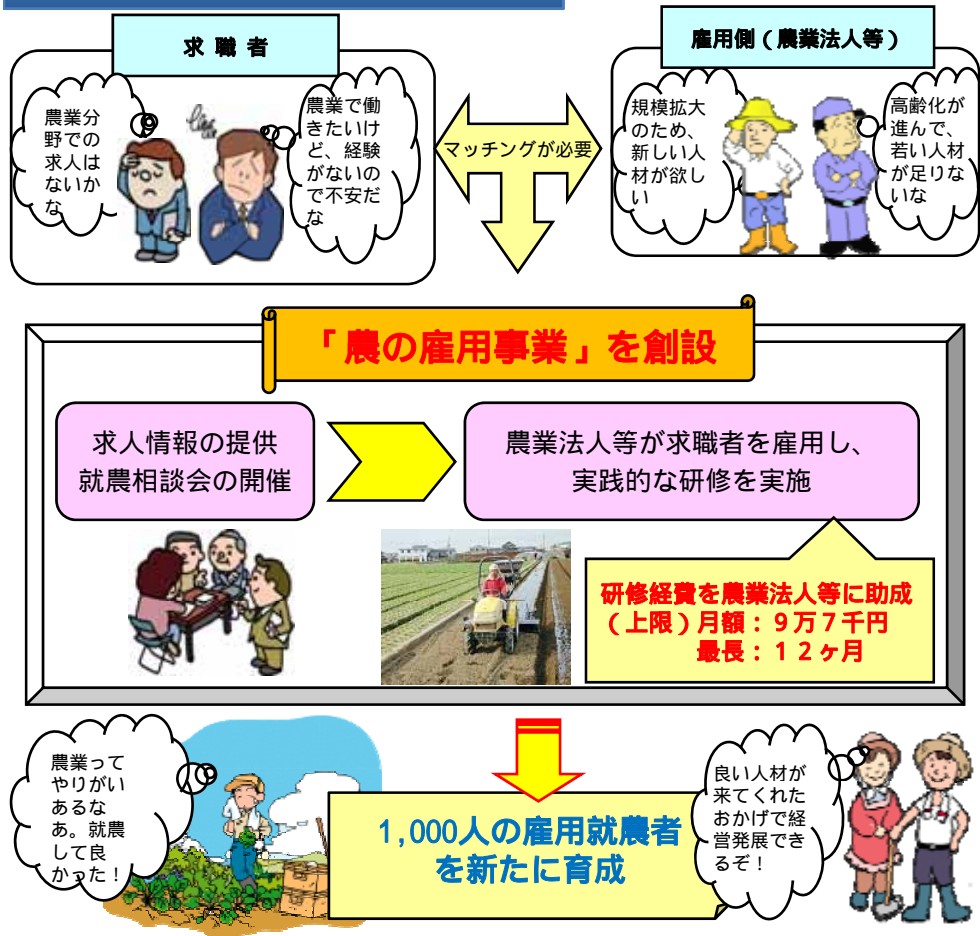
2. 雇用対策、受入側に対する支援措置の状況

雇用就農は、自営農業への就農に比べ資金負担やリスクが軽減されることから非農家出身者でも就農しやすく、今後、新規就農者の育成・確保を図る上では、雇用就農の推進が重要

このため、農業法人等が就業希望者を雇用して研修を実施する場合、農業法人等に対して研修にかかる費用の一部を支援する「農の雇用事業」を新たに創設

農山漁村の活性化のリーダーとなる人材の育成を推進する観点から、農山漁村での実践的研修を仲介する機関に対し支援

「農の雇用事業」の概要 (H20年度)



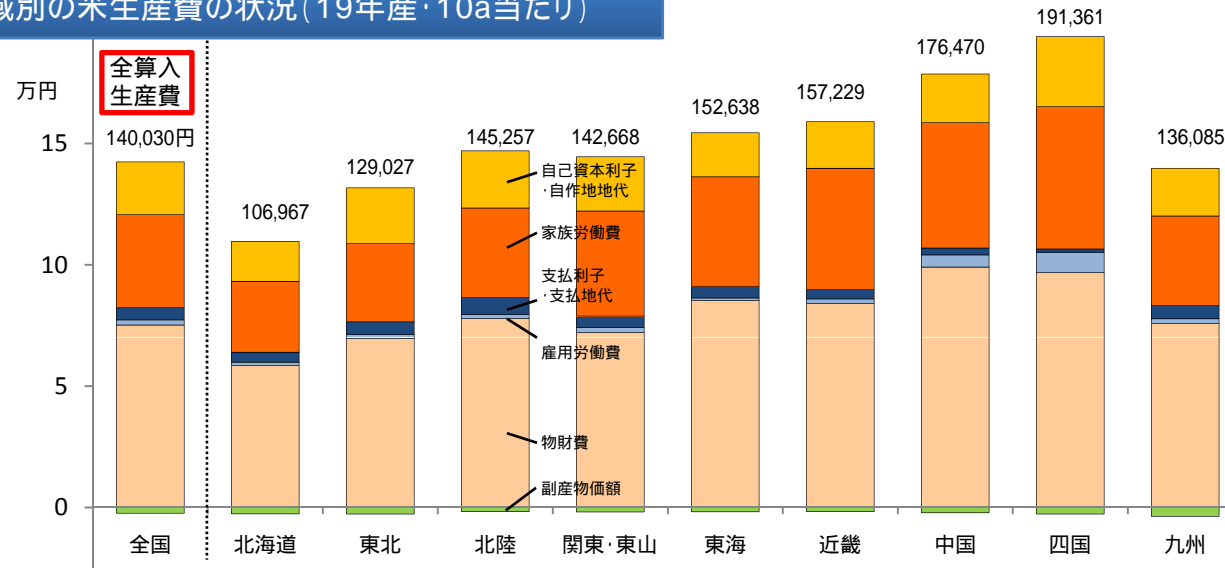
「田舎で働き隊！」事業の概要 (H20～25年度)



米の生産費は地域間で差が見られる

米の生産費を地域別にみると、特に、近畿、中国、四国では比較的高い
 このような地域間格差に影響を及ぼすと考えられる要因として、農家の作付面積、主業農家割合、農地整備率の違いなどがある

地域別の米生産費の状況(19年産・10a当たり)



平均作付面積(ha)	1.18	6.64	1.56	1.35	1.08	0.81	0.85	0.67	0.62	0.80
作付面積1ha未満の農家が地域に占める割合(%)	73	9	59	60	73	88	87	87	89	78
主業農家割合(%)	22	73	22	12	23	19	14	10	22	29
30a程度以上の区画整備率(%)	61	92	61	64	61	58	53	48	22	57

地域間格差に影響を及ぼすと考えられる要因

農家の作付面積の違い

・作付面積が大きいほど、労働費や物財費が低下する傾向がみられることから、平均作付面積が大きい北海道、東北、北陸などでは、生産費を低下させる要因になっていると考えられる。
 また、作付面積1ha未満の農家が地域に占める割合が高い東海、近畿、中国、四国などでは、生産費を上昇させる要因になっていると考えられる。

主業農家割合の違い

・主業農家の割合が高いほど、効率的な経営を行っていると考えられることから、主業農家割合の高い北海道、東北、関東・東山などでは、生産費を低下させる要因になっていると考えられる。

農地整備率の違い

・基盤整備率が高いほど、農地の生産性が高まることから、特に基盤整備率の高い北海道では、生産費を低下させる要因になっていると考えられる。
 また、特に整備率の低い四国では、生産費を上昇させる要因になっていると考えられる。

資料：農林水産省「米の生産費」、「2005年農林業センサス」、「農業基盤整備基礎調査(H18)」

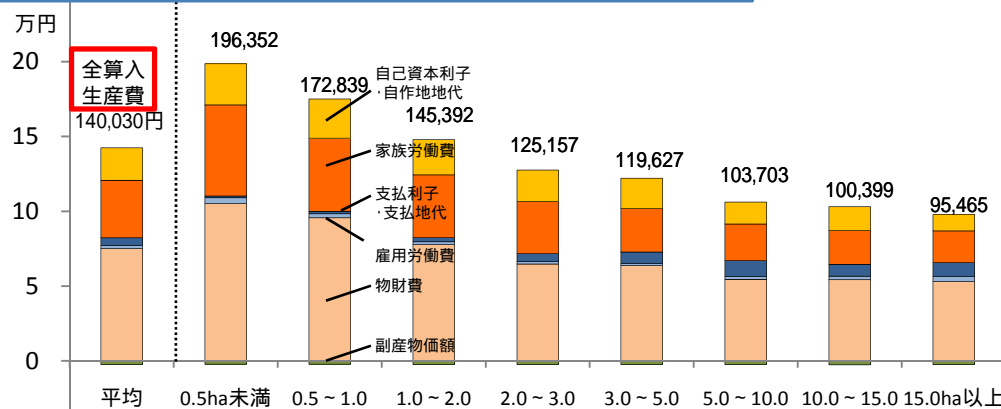
米の生産費は、規模拡大に伴い、労働費及び物財費が低下

3. 地域別、規模別の稲作コスト、再生産水準の状況

米の生産費は、作付規模が大きくなるほど低下する傾向

費目別にみると、物財費は、農機具の効率的な利用や資材の大口割引等により、規模拡大に伴い低下するものの、現行の作業条件による効率的利用の限界により、概ね5ha以上で低下ペースが鈍化。また、家族労働費についても、規模拡大に伴い低下するものの、ほ場分散による移動等により一定規模で低下ペースが鈍化

作付規模別の米生産費の状況(平成19年産・10a当たり)



生産費の内訳(円/10a)

	平均	0.5ha未満	0.5~1.0	1.0~2.0	2.0~3.0	3.0~5.0	5.0~10.0	10.0~15.0	15.0ha以上
全算入生産費	140030	196352	172839	145392	125157	119627	103703	100399	95465
自己資本利子・自作地地代	21685	27452	26176	23551	20986	20282	14650	15909	10987
家族労働費	38412	60819	48902	41725	34844	28993	24220	22542	21035
支払利子・支払地代	4987	1208	1651	2984	5318	7734	10849	7958	9508
雇用労働費	2126	3829	2587	1758	1552	1376	1867	2331	3367
物財費	75183	105203	95722	77816	64812	63697	54514	54308	52955
肥料費	8034	9084	8466	8237	8050	7120	7761	6906	7296
農業薬剤費(購入)	6976	7977	7175	7251	6813	6410	7054	5456	5469
賃借料及び料金	12667	25436	20083	12416	10056	7469	5706	5986	4975
農機具費	22045	26150	29058	24575	18259	20219	14341	14152	15942
その他物財費(種苗等)	25461	36556	30940	25337	21634	22479	19652	21808	19273
副産物	2363	2159	2199	2442	2355	2455	2397	2649	2387

資料：農林水産省「米の生産費」

注：「賃借料及び料金」は、共同負担金(薬剤共同散布、共同施設負担金、共同苗代の負担金等)、賃借料(農機具費、建物賃借料等)、料金(航空防除費、作業請け合わせ費、ライスセンター・カントリーエレベーター費等)等

規模拡大と生産費変動の関係

【物財費】

肥料費及び農業薬剤費

- ・規模によって単位面積当たりの投入量が変化するものではない。
- ・ただし、大口割引等のメリットが生じる。

賃借料及び料金(乾燥調製委託、作業機械賃借等)

- ・大規模層ほど自ら農作業を行うため、農作業の委託料金は減少する。
- ・ただし、大規模層では農機具借料が増加する。

農機具費

- ・規模拡大に伴い農業機械の効率利用が進むことから、農機具費は減少する。
- ・ただし、現在の中小型機械化体系やほ場区画等では、効率利用にも一定の限界があり、農機具費は下げ止まる。

その他物財費(種苗費、光熱動力費等)

- ・単位面積あたりの投入量は規模拡大で減少するものではないため、下げ止まる。

【労働費】

- ・規模拡大による効率化に伴い減少する。
- ・一方で、規模拡大に伴うほ場間の移動時間の増加等により、作業効率化による減少効果に影響を与える。

【支払利子・支払地代】

- ・規模拡大により借地が増加するため、支払地代は増加する。

水田作経営農家の所得が500万円を超えるのは、10ha以上の層

3. 地域別、規模別の稲作コスト、再生産水準の状況

水田作経営農家の農業所得が500万円を超えるのは10～15haの層、700万円を超えるのは15～20haの層、1,000万円を超えるのは20ha以上の層

水田作経営農家の状況(平成19年)

農業所得500万円以上

(単位:千円)

区 分	平均	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.0	7.0～10.0	10.0～15.0	15.0～20.0	20.0ha以上	
実 戸 数	2 293	291	456	464	251	253	148	130	117	62	121	
農 業 粗 収 益	1 842	488	1 019	2 085	3 911	5 749	8 200	10 330	15 589	21 706	34 786	
うち、作 物 収 入	1 519	443	916	1 778	3 217	4 705	6 604	7 838	11 692	14 254	22 625	
うち、稲 作	1 208	373	776	1 445	2 399	3 821	4 953	5 395	9 095	8 956	16 215	
麦 類	30	0	1	7	33	54	168	429	660	1 580	2 548	
豆 類	28	3	7	22	24	49	138	384	420	1 443	1 632	
共済・補助金等受取金	200	26	60	154	299	542	1 036	1 930	2 907	6 139	9 673	
うち、水田作物収入	1 301	376	790	1 521	2 634	4 000	5 869	6 413	10 205	12 375	20 400	
農 業 経 営 費	1 470	593	983	1 632	2 540	3 830	5 442	7 090	10 280	14 397	23 767	
うち、肥 料 費	133	48	86	151	243	329	502	715	1 043	1 526	2 266	
光 熱 動 力 費	85	33	50	98	166	236	352	418	586	786	1 314	
農 機 具 費	335	133	253	415	515	870	1 085	1 367	1 820	2 707	4 831	
共済等の掛金・拠出金	50	8	19	47	98	186	291	386	608	934	1 273	
農 業 所 得	372	105	36	453	1 371	1 919	2 758	3 240	5 309	7 309	11 019	
(参考)共済・補助金等を除いた農業所得	222	123	5	346	1 170	1 563	2 013	1 696	3 010	2 104	2 619	
農 業 生 産 関 連 事 業 所 得	3	1	0	2	-	22	-	3	6	67	0	
農 外 所 得	2 323	2 471	2 384	2 344	2 038	1 729	1 339	1 959	1 099	557	1 013	
年 金 等 の 収 入	1 941	2 048	2 353	1 667	1 264	1 078	768	934	878	645	632	
総 所 得	4 639	4 415	4 773	4 466	4 673	4 748	4 865	6 136	7 292	8 578	12 664	
経営概況	農業経営関与者数(人)	1.98	1.92	1.96	2.00	2.05	2.15	2.07	2.24	2.44	2.69	2.97
	経営耕地面積(a)	178	72	118	201	313	465	618	885	1 306	1 957	2 777
	水田作付延べ面積(a)	133	35	72	143	244	392	589	829	1 206	1 761	3 099
	稲作作付面積(a)	111	35	70	133	220	344	456	526	851	894	1 535
	水稲生産量(kg)	5 607	1 669	3 513	6 627	11 354	17 775	23 837	26 380	43 034	45 015	77 608
自営農業労働時間(時間)	829	480	637	932	1 616	1 849	2 311	2 631	3 377	3 729	5 101	

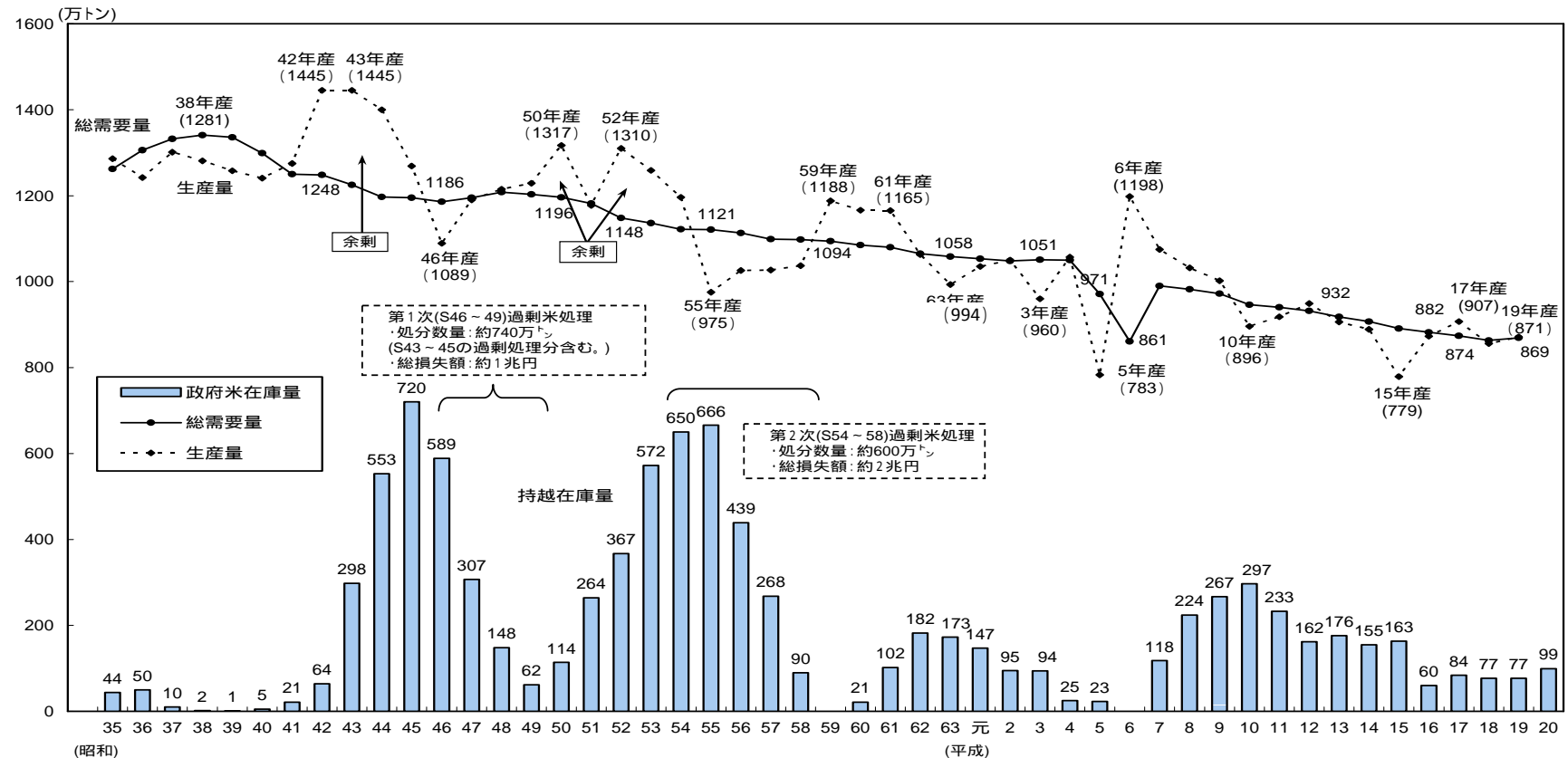
資料:農林水産省「農業経営統計調査 平成19年 個別経営の営農類型別経営統計(水田作経営)」

水田作経営:稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物のうち、水田で作付けした作物の販売収入合計が他の営農類型の農業販売収入と比べ最も多い経営

米の生産調整については、昭和46年の開始当初は、単純休耕に対しても助成(昭和48年度まで)が行われるなど、単なる米の生産抑制を主眼とした対策であったが、昭和50年代からは、自給率の低い他作物への転換(生産調整)を推進

平成16年産から、「米政策改革大綱」を踏まえて、国が一律的に転作面積を配分する方式(ネガ面積配分)を国による生産数量の配分方式(ポジ数量配分)へ変更。生産調整への支援策については、全国一律の要件・単価による助成から、総額を地域に配分し地域の創意工夫により用途・単価を設定する助成(産地づくり対策)へと移行

米政策改革の第2ステージの平成19年産からは、農業者・農業者団体の主体的な需給調整システム(国・地方公共団体は需要量に関する情報の提供を行う)へ移行



注 1. 政府米在庫量は、外国産米を除いた数量である。
 2. 在庫量は、各年の10月末現在のものである。ただし、平成15年以降は各年の6月末現在のものである。
 3. 米の総需要量は、5年以降は国産米消費仕向量である。
 4. 平成12年10月末持越在庫は、「平成12年緊急総合米対策」により援助用隔離した75万トンを除いた数量である。
 5. 平成14年10月末持越在庫は、一括所有権移転8万トンを含んでいる。
 6. 生産量は、水稻と陸稲の合計である。

米政策改革を推進する中で主食用水稲作付面積は16年産以降年々減少傾向

しかしながら、主食用水稲実作付面積の減少量は、生産目標数量の減少量に見合う程には減っていない状況

21年産の生産調整については、水田をフル活用し、自給率の低い大豆・麦や飼料作物の生産拡大を図るとともに、米粉用、飼料用等の新規需要米の本格生産に取り組む

年産	主食用米の 生産数量目標	主食用米の 実生産量	-	を面積換算 したもの	主食用水稲 実作付面積	-	実作付面積が 生産目標数量 の面積換算値 を上回る府県	作況
	千ト	千ト	千ト	千ha	千ha	千ha	府県	
15	8,536.4	7,624.4	912.0	1,629.1	1,630.5	1.4	16	90
16	8,574.4	8,598.8	24.4	1,633.2	1,658.4	25.2	21	98
17	8,510.4	8,933.3	422.9	1,614.9	1,652.3	37.4	22	101
18	8,331.0	8,397.4	66.4	1,574.9	1,642.9	68.1	27	96
19	8,284.8	8,542.2	257.4	1,566.1	1,636.9	70.7	31	99
20	8,149.7	8,658.0	508.3	1,542.1 (16年比 91千ha)	1,596.3 (16年比 62千ha)	54.2	23	102

注1: 生産数量目標()は、18年度以降については、過剰作付けが解消される方向に誘導する観点から、需要見通しから一定数量を削減して設定している。

注2: 実生産量()は、統計部公表の水稲収穫量から加工用米及び新規需要米の取組数量を控除したものである。なお、20年産については11月中旬現在取りまとめの加工用米及び新規需要米の取組計画認定数量分を控除している。

注3: 〃は、19年産までは生産目標数量を全国の平均単収で除した値であり、20年産は地域協議会が把握している数値を全国合計したものである。

注4: 作付面積()について、19年産までは統計部公表の水稲作付面積から加工用米取組数量を平均収量により面積換算した値と、配分基準単収の設定要因による過剰分を控除したものであり、20年産は10月中旬現在取りまとめの加工用米及び新規需要米の面積分を控除している。

生産調整未達成者には、中・小規模農業者が多い

19年産における生産調整未達成者の状況をみると、人数ベースでも作付面積ベースでも、中・小規模の農業者のウエイトがかなり高い

水稲作付農業者2,497千人(1,638千ha)

	中・小規模農業者 (2,426千人、97%) (1,110千ha、68%)		大規模農業者 (71千人、3%) (527千ha、32%)	
	1ha未満	1ha以上3ha未満	3ha以上10ha未満	10ha以上
生産調整達成者 (1,749千人、70%) (1,267千ha、77%)	(1,476千人、59%) (471千ha、29%)	(213千人、9%) (330千ha、20%)	(48千人、2%) (234千ha、14%)	(12千人、0%) (232千ha、14%)
生産調整未達成者 (748千人、30%) (370千ha、23%)	(655千人、26%) (193千ha、12%)	(82千人、3%) (116千ha、7%)	(10千人、1%) (43千ha、3%)	(1千人、0%) (18千ha、1%)

注1: 地域協議会から報告のあった水稲作付農業者2,182千人のデータにより推計。

注2: 生産数量目標配分対象農業者数は3,276千人(水稲作付農業者2,497千人、水稲作付がゼロの農業者779千人)。

生産調整実施者と非実施者の間に不公平感が広がっている

4. 生産調整の現状、
水田フル活用の状況

中小規模・生産調整実施

兼業先収入が十分でない中では、米の収入も重要であり、米価が下がればコスト割れになるので、生産調整は必要。

実施共通

水田の水管理など、地域社会の和は重要であり、これを崩したくない。

従来から、農協の方針には従っている。

大規模・生産調整実施

米価が下がれば、経営へのダメージが大きいので、生産調整は必要。

収入減少影響緩和対策のメリットを受けるには、生産調整をやる必要。

中小規模・非実施

兼業先収入が十分でない中では、米の収入も重要であり、庭先まで集荷業者がきて、そこそこの価格で買ってくれる。

数年後にはリタイアし、後継者もいないから、それまでは従来と同じようにやりたい。

自家消費・縁故米中心であり、とやかく言われたくない。

非実施共通

湿田のため、米以外のものを栽培できない。

米以外のものを栽培する技術を確立するのが大変。

現在の産地づくり交付金水準、今回限りの緊急一時金では、生産調整をやるメリットがない。(周囲の実施者からみても実施者が増加すると補助単価が薄まるため、反発)

収入減少影響緩和対策も、価格が中長期的に下落すれば標準的収入額が下がっていくなど、十分なメリットではない。

いざとなれば、政府が米価対策を打つ可能性が高いので主食用米を作り続けたほうが得。

自分が生産調整をやらなくても他の人がやれば、そのメリットを受けられる。

自分が生産調整に参加しても、他の人がやらなければバカを見る。

水田では主食用米を作るのが当たり前である。

大規模・非実施

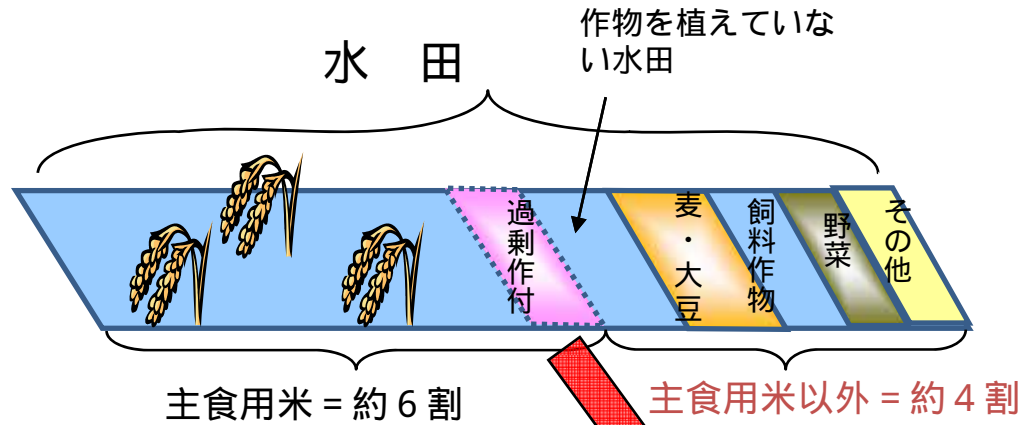
消費者直売など、有利な販路を確保しており、生産調整をやれば販路を失い、所得が減少する。

米価が下がっても自己責任であると覚悟してやっており、余計な干渉はしないほしい。

これまで過剰作付であったため、ペナルティ的に高い転作率となっており、100%達成の可能性がない。

基盤整備等各種債務の償還もあり、所得確保上、主食用米をつくっている。

農協との関係が悪い。



生産調整実施者

自分は大げまに取り組んでいる

生産調整をやらない人が、生産調整に取り組んだ自分たちの恩恵を受けて高い所得を得ているのはおかしいのではないか

不公平感

生産調整**非**実施者

米以外は作りにくい

他作物よりも米を作ったほうが儲かる

閉塞感打破への第一歩

約 4 割の水田を21年産から食料自給力向上のためにフル活用

具体的には...

自給率の低い **麦・大豆・飼料作物** の生産を促進

米粉用米、飼料用米を本格生産

将来展望ある水田農業の確立

これまで大げまに生産調整に取り組んでこられた方々に報いていくこと

自給力の向上や農家の経営安定につながるものとすること